平成２８年（フ）第４２１号
鹿児島県鹿児島市柳町１番10―116号
債務者　佐々木喜**教**
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1868番地
債務者　下原　　晃
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
宮城県栗原市築館字下宮野大仏21番地３
債務者　日下　千春
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
秋田市寺内堂ノ沢３丁目８番13号　スイートムーンキング106
債務者　籔野　育枝（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０８号
秋田市浜田字石山86番地２
債務者　鎌田　　努
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１０号
秋田市下北手松崎字家ノ前161番地１　コーポ柴田２―Ｂ
債務者　加賀谷甲治
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５号
長野県小諸市加増１丁目３番２号　市住中条団地127号
債務者　井上　美秀
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１９６号
長野県松本市深志３丁目３番７号　レオネクスト太東102
債務者　内田　実佐
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２２１号
長野県松本市大字水汲247番地１　小澤貸家南東
債務者　山田　隆志
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２２２号
長野県松本市大字水汲247番地１　小澤貸家南東
債務者　山田　眞富
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９６号
長野県茅野市本町東５番27号
債務者　伊東　　治
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８６７号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目15番15号
債務者　河島　寛泰
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７３号
大阪府富田林市甲田２丁目18番32―501号
債務者　山田　慶子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２８号
大阪府藤井寺市北條町５番８号
債務者　南川　幸三
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４４号
堺市東区大美野128番地19
債務者　竹屋　博美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６７号
堺市北区東浅香山町１丁256番地　国際マンション34号
債務者　溝垣　栄子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７４号
大阪府藤井寺市小山新町６番12号
債務者　牧野惠美子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８０号
大阪府河内長野市小山田町1485番地の２
債務者　西岡　弥生
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係